被災された皆さまへ

～保険金等の請求をされる方へのお知らせ～

被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

本災害に関する保険金等の請求には、地方自治体が交付する罹災証明書は原則必要ありません。

保険金等の請求にあたっては、ご加入の保険会社等にお問合せください。

一般社団法人 生命保険協会
一般社団法人 日本損害保険協会
一般社団法人 外国損害保険協会
一般社団法人 日本少額短期保険協会

【本掲示物に係る照会先】
関東財務局千葉財務事務所
（043-251-7214）